



わかやま 物価とくらし

2004.4 No. 238

発行

和歌山県環境生活部共生推進局
県民生活課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL(073)432-4111

◇「わかやま物価とくらし」はインターネットでも御覧いただけます◇
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/049/049.html>

平成16年4月から消費税を含んだ価格表示に統一

「総額表示方式」がスタート

平成16年4月1日から、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税（5%）を含めた総額で表示することが義務付けられます。

「総額表示」が実施されることにより、消費者はいくら支払えばその商品やサービスが購入できるか、値札や広告を見ただけで簡単に分かるようになり、価格の比較も容易になります。

総額表示の対象は？

消費者に対して商品やサービスを販売する事業者が行う価格表示を対象とするもので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。

- ◇ 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログなどへの価格表示
- ◇ 商品のパッケージなどへの印字、あるいは貼付した価格表示
- ◇ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- ◇ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの広告
- ◇ ポスター など

※「総額表示」の義務付けは、価格表示を行う場合を対象とするものであって、価格表示を行っていない場合について表示を強制するものではありません。

どのような表示になるの？

例えば、現在、税抜価格9,800円で販売されている商品であれば、値札などに消費税相当額を含めた「10,290円」を表示することがポイントになります。

10,290円	10,290円 (税込)	10,290円 (税抜9,800円)
---------	-----------------	-----------------------

以下のような表示は、支払い総額がひと目で分からないので「総額表示」には該当しません。

税抜9,800円+税	9,800円 (税抜)	税抜9,800円 税 490円
-----------------------	----------------------------	--------------------------------

100円ショップはどうなるの？

総額表示の義務付けは、消費者に対する値札、広告、カタログなどにおける価格表示を対象として、消費者がいくら支払えばその商品やサービスの提供を受けられるか、事前に、ひと目で分かるようにするためのものです。したがって「100円ショップ」などの看板は、お店の名称（屋号）と考えられるため、総額表示義務の対象には当たらないと考えられます。

なお、店内における価格表示については、消費税額を含んだ支払総額を表示する必要があります。

(店内表示の例)

店内どれでも 105円 (税抜100円)	店内どれでも 105円 (税込)	店内どれでも 105円
----------------------------	------------------------	----------------

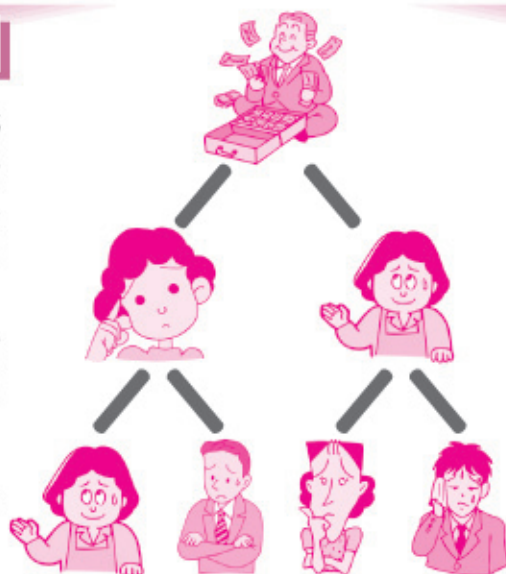
あなたは大丈夫ですか!? マルチ商法の罠

春は進学、就職など何かと生活環境が変わる季節です。一人暮らしをはじめめる学生や新社会人にとっては新しい生活に希望が膨らむ時期ですが、悪質商法という思わぬ落とし穴があるかもしれません。そこで、若者をターゲットにしたマルチ商法についての手口や特徴などを紹介します。

マルチ商法って何?

マルチ商法とは、販売組織に加入した人が、次々に友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしながら、商品などを販売していくシステムです。

よく勧誘時に、成功した人を紹介され、高級外車などを手に入れた話を聞かされたりしますが、本当に儲かるのは、ほんの一部の人だけであり、多くの人損をする仕組みになっています。



なぜトラブルが多いの?

高収入を得るためには、次々と勧誘して会員を増やし続けなければならない、とすれば強引な勧誘・販売につながりやすいのです。

さらに会員になってもなかなか勧誘することは難しく、結局、高額な商品の支払いだけが残るとというのが典型的なパターンです。

なお、友人知人を自分の利益のために利用することになるため、大切な人間関係まで壊れかねないことも「マルチ商法」の怖さです。

どのような商品が多いの?

健康食品、浄水器、化粧品、美顔器、布団、洗剤、FAX、医療用具等

アドバイス

友人知人から「おいしい話がある」などとはっきり目的を告げずに、「説明会」「イベント」などに来るように誘われたら要注意です。

その際、必ずいわれるのが「これはマルチ商法やねずみ講ではありません」という言葉。「新しい販売システム」「流通革命」などというセリフもよく使われる誘い文句です。

また、最近はこのような販売システムへの加入をインターネット上のホームページや電子メールを利用して勧誘するケースもあります。

儲かる話には気をつける、というのはもちろんのこと、一度入会してしまったら、自分も加害者になるかもしれないことを覚えておきましょう。

クーリング・オフについて

マルチ商法に引っかけられても契約した日から20日以内であれば、クーリング・オフという無条件解約の制度があります。(特定商取引に関する法律 第40条)



申込(契約)日 平成〇年〇月〇日
 販売店名
 販売店住所
 電話番号
 商品名
 右記の日付の申込は撤回(または契約を解除)します。

最近の消費生活相談状況<平成16年2月分>

月別受付総件数	2月	1月(参考)
	1,038	745

2月分受付件数上位10位		
商品・サービス 具体例	2月	1月(参考)
1 電話情報料等に関する架空請求等	416	281
2 ヤミ金融、不当請求	262	85
3 床下・耐震工事	17	10
4 浄水器の解約	13	15
5 宅建、行政書士等資格取得用教材	13	10
6 賃貸住宅敷金、退出時の原状回復	13	8
7 電話機のリース契約	12	19
8 屋根修理、布団打ち直し	12	9
9 S F 商法による布団	10	13
10 電気ハリ治療器、電子健足器	10	—

- クーリング・オフは必ず書面で。
- はがきを簡易書留扱いで出しましょう。(20日目の消印有効)
- はがきを出す前に両面ともコピーをとっておきましょう。
- クレジット利用の時は、信販会社にも出しておきましょう。

鳥インフルエンザに関する情報

今年の1月以来、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生しており、全国的に不安が広がっていますが、平成16年3月9日に、国の食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省が「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」という通知を出し、鳥インフルエンザに関する正しい知識を身につけ、冷静に対応することを呼びかけています。

また、和歌山県でも、3月2日に庁内連絡会議を設置し、各部署が情報を共有・連携しながら関係者への指導の徹底と県民のみなさんに対する情報提供に努めています。

「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」通知の要旨

1. 鶏肉、卵の安全性について

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

- 鶏卵を「生」で食べることが健康を損なうおそれがあるとの報告はこれまでありませんが、不安な方は、加熱（WHOの食中毒防止のための加熱条件：中心部70℃、瞬間）することをおすすめします。
- 鶏肉は十分加熱して食べて下さい。未加熱又は加熱不十分なままで食べることは、食中毒予防の観点からおすすめできません。

2. 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザは、この病気にかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鶏のフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれにかかることが知られています。

また、人が鳥インフルエンザにかかったことが確認された例はありますが、これまで人から人にうつったことが確認された例はありません。

日本では、この病気にかかった鶏等が徹底的に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはあまりないことから、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

鳥インフルエンザに感染したり感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た場合には、医師にその旨を告げて受診して下さい。

3. 飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等について

(1) 鳥を飼っている方の留意点について

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いとうがいをすれば心配する必要はありません。

飼育中の鳥を野山に放したり、処分するようなことはせず、冷静な対応をお願いします。

(2) 飼っている鳥が死んでしまった場合について

原因が分からないまま、鳥が次々に連続して死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご相談下さい。

(3) 野鳥が死んでいるのを見つけた場合について

野鳥は飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に絶えられずに死んでしまうこともあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご連絡下さい。

鳥インフルエンザ詳細情報

和歌山県ホームページ「鳥インフルエンザ情報」

URL：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>

食品安全企画課ホームページ「食の安全・安心わかやま」

URL：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/>

「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」

URL：<http://www.kantei.go.jp/jp/osirase/tori/040309osirase.html>

県行政についてお答えする

和歌山県のホームページに「相談窓口案内/Q&A」を開設しました

県民のみなさんが日常生活の中で関わりの深い、各種制度や手続き、相談窓口などをわかりやすくお答えする「相談窓口案内/Q&A」を和歌山県のホームページ「和歌山県情報館」に開設しました。

クリック



- **相談窓口一覧表**
141の主な相談窓口を一覧表で案内しています。
- **Q&A**
よくある質問（516問）に対する回答を掲載しています。
- **ホームページアドレス**
URL： <http://www.pref.wakayama.lg.jp>



「わかやまぐらしのモニター」通信票から

「平成16年度わかやまぐらしのモニター」に多数応募いただき、ありがとうございました。この1年間、「わかやまぐらしのモニター」のみなさんから様々な情報やご意見をいただきました。その中から今回も紹介いたします。



通販、インターネット等現物を見ない買い物や、布団・医療器具のように品物の鑑定が難しい商法が増え、法外な価格を請求されたりして後悔している話も時々耳にします。

安易な事は言えませんが、購入側も十分吟味して確かな目を養う事も大切な事と話しております。曖昧な態度は取らない、いらぬものははっきり断ること、機会ある毎繰り返しています。
(日8 古久保文枝様)



最近ニュースで鳥インフルエンザとBSEの件がよく報道されています。私の周りの消費者の方々は、最近肉を買うのがこわいと言っています。もっとマスメディアで「～をすれば安全です」などと伝えて欲しいです。情報が少ないように思います。
(東2 小手川容子様)



アメリカ牛BSE、鳥インフルエンザ等、食の安全と価格変動に大きい影響が出ると懸念されたが、末端消費への影響はほとんどないようです。

生産供給面の高い地方では、生産流通の問題点を消費者と話し合い、安心できる商品、技術と需要の開発に当たり、地産地消を伸ばすべきと考えます。
(日5 久松俊二郎様)

*久松様は毎月新聞の折り込み広告による独自の価格調査を行い、情報提供していただいています。

悪質商法のみならず、BSE、鳥インフルエンザ等食の安全を脅かす事件が次々と発生する中、関係各課と連携を深め、消費者の皆様にも少しでも安全・安心を提供できるよう努力していきたいと思っています。



消費生活、物価、県民相談・交通事故相談に関するダイヤル

消費生活に関する御相談・・・消費生活センター
073-433-1551
消費生活センター紀南支所
0739-24-0999
物価問題に関する御質問・・・県民生活課（物価ダイヤル）
073-433-4444
県民相談・・・県民相談室
073-441-2356

交通事故相談・・・交通事故相談所
073-441-2359
交通事故相談所紀南駐在
0735-22-8551
いずれも相談受付時間は、平日：午前9時～午後5時
土曜・日曜・祝日・年末年始は休みです。
交通事故相談所紀南駐在については、水曜日も休みです。